

通常版

ベビーシッター派遣事業 割引券発行のご案内

医師・研究者キャリア支援センターでは、教職員の育児と就労の両立を支援するため『ベビーシッター派遣事業割引券』の発行を行っています。

本制度は、こども家庭庁が公益社団法人の「全国保育サービス協会」を通じて実施している「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

配偶者の就労、病気療養、ひとり親など、育児と就労の両立が困難な方は、この割引券を利用してベビーシッターサービスを利用すると、1日の利用料金から対象児童1人につき**最大4,400円(2,200円×2枚)の割引**が受けられます。

対象者

自治医大に
勤務する教職員
(非常勤、パート、臨時を含む)
&
日本私立学校振興・
共済事業団加入者

サービス

- ◎家庭内における
保育や世話
- ◎保育施設への送迎
利用条件あり

年齢

- ◎乳幼児～小学3年
までの児童
- ◎健全育成上の世話を
必要とする小学6年
までの児童

注意事項

- ・親が仕事や病気などで育児ができない場合に限り利用できます。
育休中や産休中の親がいる場合はご利用できません。
- ・事前に利用予定のベビーシッター事業者が全国保育サービス協会の認定する
「割引券等取扱事業者」であることを確認のうえ、業務請負契約を締結してください。
- ・初回申込みは、利用予定日の7日前までに申請をお願いします。
- ・利用可能枚数は、対象児童1人につき1日(回)2枚、1家庭につき1ヵ月に12枚までです。
※発行枚数に限度があるため、利用期間内であっても発行を終了することがあります。

詳細は、[こちら](#)

